



和歌山市公報

令和 6 年（2 0 2 4 年）1 2 月 2 日
第 1 7 8 8 号

発 行 所 和歌山市役所
発 行 日 毎月 1 日 1 5 日

目 次

【 規 則 】

番号		ページ
59	和歌山市行政組織規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・	(行政経営課) 3
60	和歌山市公印規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・	(総務課) 4
61	和歌山市都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則・・	(スポーツ振興課) 5
62	和歌山市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・	(スポーツ振興課) 6
63	和歌山市生活保護法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・	(生活支援第 1 課) 7
64	和歌山市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	(生活支援第 1 課) 11
65	和歌山市子ども医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・	(子ども家庭課) 12
66	和歌山市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規 則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(子ども家庭課) 13
67	和歌山市重度心身障害児者医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する 規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課) 14
68	和歌山市老人医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・	(保険総務課) 15

【 告 示 】

434	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可の申請の概要・・	(環境政策課) 18
435	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課) 20
436	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者からの事業の廃止の届出・・・・・・・・	(障害者支援課) 21
437	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 一般相談支援事業者からの事業の廃止の届出・・・・・・・・	(障害者支援課) 22
438	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 特定相談支援事業者からの事業の廃止の届出・・・・・・・・	(障害者支援課) 23
439	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 24
440	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 25
441	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 26
442	公示送達（令和 5 年度第 1 0 期及び令和 6 年度第 4 期介護保険料督促状）・・	(介護保険課) 27
443	公示送達（令和 6 年度後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書）・・	(保険総務課) 28
444	公示送達（令和 6 年度後期高齢者医療保険料督促状）・・	(保険総務課) 29
445	市議会定例会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・	(財政課) 30
446	公示送達（市県民税森林普通徴収督促状及び軽自動車税督促状）・・	(納税課) 31
447	公示送達（令和 6 年度第 1 期から第 4 期まで国民健康保険料督促状）・・	(国保年金課) 32
448	公示送達（令和 6 年度国民健康保険料更正通知書及び国民健康保険料決定通知書 ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(国保年金課) 33
449	公示送達（令和 5 年度及び令和 6 年度国民健康保険料還付通知書）・・	(国保年金課) 34

【 公 告 】

○ 道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・	（建築指導課）	35
○ 市有財産売却公告・・・・・・・・・・・・・・・・	（管財課）	36
○ 国土調査法の規定による地籍調査の結果に基づく地図及び簿冊の閲覧・・・・・・・・	（地籍調査課）	41
○ 都市公園（つつじが丘総合公園）の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・	（スポーツ振興課）	42
○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・	（都市計画課）	44
○ 所有者等の所在が明らかなでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・	（地籍調査課）	45
○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・	（都市計画課）	46
○ 国土調査法の規定による地籍調査の結果に基づく地図及び簿冊の閲覧・・・・・・・・	（地籍調査課）	47

【 選挙管理委員会告示 】

43 選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・	（選挙管理委員会事務局）	48
44 委員の直接解職請求に必要な選挙人の数・・・・・・・・	（選挙管理委員会事務局）	49

和歌山市行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 1 1 月 2 2 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 5 9 号

和歌山市行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山市行政組織規則（平成 1 5 年規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 9 第 5 項第 3 号オ中「被保険者証」を「資格確認書及び資格情報通知書」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（令和 6 年 1 1 月 2 2 日揭示済）

和歌山市公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 1 1 月 2 2 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 6 0 号

和歌山市公印規則の一部を改正する規則

和歌山市公印規則（平成 4 年規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 専用公印の表 1 7 の項中「国民健康保険被保険者証、資格証明書」を「資格確認書」に改め、同表 4 1 の項個数の欄中「1」を「4」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 専用公印の表 1 7 の項の改正規定は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（令和 6 年 1 1 月 2 2 日揭示済）

和歌山市都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

令和 6 年 1 1 月 2 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 6 1 号

和歌山市都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

和歌山市都市公園条例の一部を改正する条例（令和 6 年条例第 1 2 号）附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行期日は、令和 6 年 1 2 月 7 日とする。

（令和 6 年 1 1 月 2 5 日揭示済）

和歌山市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 1 1 月 2 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 6 2 号

和歌山市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市都市公園条例施行規則（平成 3 年規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項第 6 号中「つつじが丘総合公園」の次に「（スケートボード場を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、令和 6 年 1 2 月 7 日から施行する。

（令和 6 年 1 1 月 2 5 日揭示済）

和歌山市生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 1 1 月 2 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 6 3 号

和歌山市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

和歌山市生活保護法施行細則（平成 9 年規則第 6 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条の 3 の 2 の見出しを「（進学・就職準備給付金申請書）」に改め、同条中「進学準備給付金申請書」を「進学・就職準備給付金申請書」に改める。

第 1 8 条の 3 の 3 の見出しを「（進学・就職準備給付金決定通知書）」に改め、同条中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に、「進学準備給付金決定通知書」を「進学・就職準備給付金決定通知書」に改める。

第 1 8 条の 4 中「省令第 2 2 条の 3 第 1 項」を「省令第 2 2 条の 4 第 1 項」に改める。

別記様式第 3 6 号の 2 中 「申請者 住所
氏名
を 氏名
⑩」 個人番号
に改める。

別記様式第 3 6 条の 3 の 2 を次のように改める。

年 月 日

進学・就職準備給付金申請書

(宛先) 和歌山市福祉事務所長

申請者 住所又は居所
(進学する者又は就職する者)
氏名
個人番号

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 申請者の生年月日 _____ 年 月 日
- 3 進学・就職する先(大学等名、会社名等)
名称 _____
- 4 進学・就職後の居住先(該当する□にチェックを入れてください。)
☐ 進学・就職前の住宅と同じ
☐ 転居により進学・就職前と異なる住居に居住(居住(予定)地を記載してください。)
居住(予定)地 _____
- 5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができる
と見込まれる理由

6 関係書類

(1) 進学の場合

- ① 入学手続に着手していることが確認できる書類として、次のいずれか
ア 入学金を納付したことを証明する書類の写し
イ 入学金延納(進学後に納付すること)を申請した書類の写し
ウ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
- ② 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し等
- ③ その他支給決定に当たり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

(2) 就職の場合

① 就職する見込みであることが確認できる書類として、次のいずれか

ア 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等

イ 個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し

ウ その他確実に就職先に就職することを証する書類

② 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し等

③ その他支給決定に当たり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、就職先の内定通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでにこれらの書類を提出してください。

7 進学・就職準備給付金振込先（申請者名義の口座に限ります。）

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支 店 名 _____ 支店（ゆうちょ銀行除く。）

記 号

--	--	--	--	--

 支店（ゆうちょ銀行のみ記載）

預金種類 ☐ 普通預金 ☐ 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください。)

口 座 番 号

--	--	--	--	--	--	--

 (右につめてご記載ください。)

(カ ナ)

口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写し等の書類を添付してください。

別記様式第36号の3の3中「進学準備給付金決定通知書」を「進学・就職準備給付金決定通知書」に、「規定による進学準備給付金」を「規定による進学・就職準備給付金」に、「2 進学準備給付金」を「2 進学・就職準備給付金」に、

「3 進学準備給付金を支給しない場合」を
理由

「3 進学・就職準備給付金を支給しない場合」
理由

4 この通知が申請書受理後14日を経過した場合
事由

備考

進学・就職準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の別記様式第36号の2、別記様式第36号の3の2及び別記様式第36号の3の3による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正)

3 和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則（平成6年規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表和歌山市生活保護法施行細則の項中「、別記様式第36の2、別記様式36号の3の2」を削る。

(令和6年11月25日揭示済)

和歌山市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 1 1 月 2 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 6 4 号

和歌山市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

和歌山市福祉事務所長に対する事務委任規則（昭和 3 0 年規則第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律関係の項第 7 号の 3 中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和 6 年 1 1 月 2 5 日揭示済）

和歌山市こども医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月27日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第65号

和歌山市こども医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市こども医療費の支給に関する条例施行規則（昭和48年規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「被保険者又は被扶養者となっている医療保険各法の被保険者証又は組合員証の写し」を「医療保険各法の被保険者又は被扶養者となっていることを証明する書類」に改める。

第5条に次のただし書を加える

ただし、当該医療機関等が電子資格確認（当該医療機関等から療養を受けようとする者が、本市に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により、当該者の受給資格に係る情報の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、本市から回答を受けて当該情報を当該医療機関等に提供し、当該医療機関等から受給資格者であることの確認を受けることをいう。）を行うことができる場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。ただし、第5条にただし書を加える改正規定は、令和7年3月1日から施行する。

（令和6年11月27日揭示済）

和歌山市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 6 6 号

和歌山市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則（昭和 5 4 年規則第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次のただし書を加える。

ただし、当該医療機関等が電子資格確認（当該医療機関等から療養を受けようとする者が、本市に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により、当該者の受給資格に係る情報の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、本市から回答を受けて当該情報を当該医療機関等に提供し、当該医療機関等から受給資格者であることの確認を受けることをいう。）を行うことができる場合は、この限りでない。

別記様式第 1 号中「健康保険被保険者証等」を「健康保険資格確認書類」に改め、「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。ただし、第 6 条にただし書を加える改正規定は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に提出されているこの規則による改正前の別記様式第 1 号により使用されている書類は、この規則による改正後の別記様式第 1 号によるものとみなす。

（和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正）

- 3 和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則（平成 6 年規則第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表和歌山市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則の項中「別記様式第 1 号、」を削る。

（令和 6 年 1 1 月 2 7 日揭示済）

和歌山市重度心身障害児者医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 6 7 号

和歌山市重度心身障害児者医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市重度心身障害児者医療費の支給に関する条例施行規則（昭和 5 1 年規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次のただし書を加える。

ただし、当該医療機関等が電子資格確認（当該医療機関等から療養を受けようとする者が、本市に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により、当該者の受給資格に係る情報の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、本市から回答を受けて当該情報を当該医療機関等に提供し、当該医療機関等から受給資格者であることの確認を受けることをいう。）を行うことができる場合は、この限りではない。

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

（令和 6 年 1 1 月 2 7 日揭示済）

和歌山市老人医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月27日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第68号

和歌山市老人医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市老人医療費の支給に関する条例施行規則（昭和47年規則第76号）の一部を次のように改正する。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、当該医療機関等が電子資格確認（当該医療機関等から療養を受けようとする者が、本市に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により、当該者の受給資格に係る情報の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、本市から回答を受けて当該情報を当該医療機関等に提供し、当該医療機関等から受給資格者であることの確認を受けることをいう。）を行うことができる場合は、この限りでない。

第7条中「、和歌山県社会保険診療報酬支払基金その他老人医療費支給規則（昭和47年厚生省令第53号）第19条に定める者」を「又は和歌山県社会保険診療報酬支払基金」に改める。

別記様式第1号中「市民税課台帳等必要な資料を閲覧」を「市町村民税に関する情報等必要な情報を取得・閲覧」に改める。

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号（第5条関係）

(老) 老人医療費受給者証								
公費負担番号								
受給者番号								
受給資格者	住 所							
	氏 名							
	生年月日	年 月 日						
一部負担金の割合		割		適用区分				
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで						
発行機関名		和歌山県						
及び印		和歌山市長						
交付年月日		年 月 日						

別記様式第7号中「㊤」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。
 - (1) 第6条にただし書を加える改正規定 令和7年3月1日
 - (2) 第7条、別記様式第1号及び別記様式第7号の改正規定 公布の日
- 2 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の別記様式第2号による老人医療費受給者証は、この規則による改正後の別記様式第2号によるものとみなす。
- 3 附則第1項第2号に規定する改正規定の施行の際、現に提出されているこの規則による改正前の別記様式第1号又は別記様式第7号により使用されている書類は、それぞれこの規則による改正後の別記様式第1号又は別記様式第7号によるものとみなす。

(令和6年11月27日揭示済)

和歌山市告示第434号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年11月19日

和歌山市長 尾花正啓

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

エヌシー環境株式会社
和歌山市湊1342番地
代表取締役社長 山口悦司

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

エヌシー環境株式会社
和歌山市湊1342番地

(3) 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第27号イに掲げるろ過施設

(4) 特定施設に関する事項

新たに特定施設を設置する。別表第1のとおり

(5) 汚水等の処理に関する事項

新たな特定施設のろ液は製品であるため系外へ出ない

(6) 排出水の汚染状態及び量

別表第2のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和6年11月19日から令和6年12月10日まで

(2) 場所

和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所6階 和歌山市市民環境局環境部環境政策課

別表第1 特定施設に関する事項

区分	新設
特定施設番号及び名称	第27号イ ろ過施設
構造	ろ過面積 5.2㎡、ろ滓容積 79L
主要寸法	2,600mm×862mm×1,260mm ろ板 660mm×660mm
能力	200 L/min
1日当たりの使用時間	2時間
使用の季節的変動の有無	なし
備考	ろ液は製品であるため、排水は系外へ出ない。

別表第2 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	区分 項目	既設	
		No. 1 総合排水	
		通常	最大
	pH	6.7	8.0
	COD (mg/L)	7.0	11.0
	SS (mg/L)	7.0	15.0
	n-Hex (mg/L)	0.2	0.2
	T-N (mg/L)	3.3	5.9
	T-P (mg/L)	0.72	1.24
	排出水の1日当たりの量 (m ³)	4,437	4,950
	備考	設置に伴う変更はありません。	

(令和6年11月19日揭示済)

和歌山市告示第435号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年11月20日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3020123653	土屋の里 和歌山	和歌山市関戸3丁目5-58	共同生活援助	特定なし	株式会社 土屋	岡山県井原市井原町192-2 久安セントラルビル2F	令和6年 11月1日	令和12年 10月31日

(令和6年11月20日揭示済)

和歌山市告示第436号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者から同法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和6年11月20日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
3010122723	自立生活援助事業所 しろすてっぷ	和歌山市六十谷 744-17	自立生活援助	特定なし	社会福祉法人 いこい	和歌山市六十谷 15-1	平成 30 年 9 月 1 日	令和 6 年 8 月 31 日
3020123349	つぐみの里	和歌山市関戸 3 丁目 5-58	共同生活援助	知的障害者、精神障害者	アンジュエール合同会社	和歌山市雄松町 4 丁目 4 番地 5	令和 3 年 6 月 1 日	令和 6 年 10 月 31 日
3010123721	つぐみの里	和歌山市関戸 3 丁目 5-58	短期入所	特定なし	アンジュエール合同会社	和歌山市雄松町 4 丁目 4 番地 5	令和 3 年 11 月 1 日	令和 6 年 10 月 31 日
3010101602	ヘルパーステーションとき	和歌山市新庄 565	居宅介護、重度訪問介護	特定なし	医療法人 あさかクリニック	和歌山市新庄 466-1	平成 18 年 11 月 1 日	令和 6 年 10 月 31 日
3010100901	訪問介護ステーション悠惺	和歌山市和 446-1 福田住宅 307	重度訪問介護	特定なし	株式会社 会虹	和歌山市坂田 462	平成 18 年 11 月 1 日	令和 6 年 10 月 31 日
3010122954	就労定着サポート室 あしたば	和歌山市毛見 1 1 3 0 - 1 T・T ビル 1 階	就労定着支援	特定なし	一般社団法人 和乃絆	和歌山市毛見 1 1 3 0 - 1 T・T ビル 1 階	平成 3 1 年 4 月 1 日	令和 6 年 1 1 月 1 日
3010121881	自立支援教室ひだまりカフェ	和歌山市毛見 1 1 3 0 - 1 T・T ビル 1 階	自立訓練（生活訓練）	知的障害者、精神障害者、難病等対象者	一般社団法人 和乃絆	和歌山市毛見 1 1 3 0 - 1 T・T ビル 1 階	平成 3 1 年 3 月 1 日	令和 6 年 1 1 月 1 日

（令和6年11月20日揭示済）

和歌山市告示第437号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者から同法第51条の25第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第1項第2号の規定により次のとおり告示する。

令和6年11月20日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
3030122810	あしすと	和歌山市松江中3-7-10	地域移行支援、地域定着支援	特定なし	一般社団法人sun・rise	和歌山市松江中3-7-10	平成30年11月1日	令和6年10月31日

（令和6年11月20日揭示済）

和歌山市告示第438号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者を廃止したので、同法第51条の30第2項第2号の規定により次のとおり告示する。

令和6年11月20日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
3030123362	居宅介護支援ふらむ	和歌山市六十谷1295番地19	計画相談支援	特定なし	合同会社ケーアイエー	和歌山市六十谷1295番地1	令和5年6月1日	令和6年11月7日

（令和6年11月20日揭示済）

和歌山市告示第439号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年11月20日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年11月9日及び同月15日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年11月7日及び同月14日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和6年11月5日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電 話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに11月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和6年11月20日揭示済)

和歌山市告示第440号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年11月20日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、美園公園、向之芝公園、栄谷公園、市民図書館及び河川港湾	令和6年11月1日、同月5日、同月8日及び同月15日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに11月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和6年11月20日揭示済)

和歌山市告示第441号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年11月20日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和6年11月21日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年8月3日、同月9日及び同月15日	令和6年8月21日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年8月8日及び同月15日	令和6年8月21日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和6年8月7日及び同月15日	令和6年8月21日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和6年8月1日、同月2日及び同月6日	令和6年8月21日

4 処分自転車等の保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電 話 422-4100

(令和6年11月20日揭示済)

和歌山市告示第442号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年11月21日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年度	期別	種別	備考
令和5年度 令和6年度	第10期 第4期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和6年12月2日に 変更する。

(別紙省略)

(令和6年11月21日揭示済)

和歌山市告示第443号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年11月25日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別
令和6年度	後期高齢者医療保険料

（別紙省略）

（令和6年11月25日揭示済）

和歌山市告示第444号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年11月25日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和6年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和6年12月12日に変更する。

(別紙省略)

(令和6年11月25日揭示済)

和歌山市告示第445号

和歌山市議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年11月28日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 期日 令和6年12月5日
- 2 場所 和歌山市議会議場

(令和6年11月28日揭示済)

和歌山市告示第 4 4 6 号

市県民税森林普通徴収督促状及び軽自動車税（種別割）督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和 2 9 年条例第 3 0 号）第 1 6 条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

和歌山市長 尾 花 正 啓
（令和 6 年 1 1 月 2 9 日揭示済）

和歌山市告示第447号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年11月29日

和歌山市長 尾花正啓

年 度	期（月）別	種 別	備 考
令和6年度	第1期 第2期 第3期 第4期	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和6年12月9日に変更する。

（別紙省略）

（令和6年11月29日揭示済）

和歌山市告示第 4 4 8 号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年 度	種 別	備 考
令和 6 年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和 6 年 1 2 月 2 0 日に 変更する。
令和 6 年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和 6 年 1 2 月 2 0 日に 変更する。

（別紙省略）

（令和 6 年 1 2 月 2 日揭示済）

和歌山市告示第449号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、還付通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年12月2日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 送達書類の名称 令和5年度及び令和6年度国民健康保険料の還付通知書
- 2 交付期限 告示日より7日を経過した日から2年
(別紙省略)

(令和6年12月2日揭示済)

公 告

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和 6 年 11 月 18 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和 6 年 11 月 14 日 和建指第 2772 号	和歌山市有家字瀬見田 6 8 番 2 の一部、69 番 2 の一部、68 番 5、68 番 6	(掲載省略)	6.00m × 35.55m 35.55m

(令和 6 年 11 月 18 日揭示済)

市 有 財 産 売 却 公 告

市有財産（土地及び建物付土地）の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項の規定により公告する。

令和６年１１月１９日

和歌山市長 尾 花 正 啓

１ 一般競争入札により売却する物件

以下の１７件の土地及び建物付土地を個別に入札し、それぞれ売却する。

物件 番号	所 在 地 番	地目及び 構造	実測地積（㎡）	最低入札予定 価格（円）
１	東田中字東国１７０番１	宅地	１１６．６５	１，１９０，０００
	東田中字東国１７３番１	宅地	１０７．３７	
２	つつじが丘三丁目９番１	宅地	１８６．３５	５，８１０，０００
３	つつじが丘三丁目９番３	宅地	１９４．１３	６，３７０，０００
４	つつじが丘三丁目９番５	宅地	１８０．０３	５，９００，０００
５	つつじが丘三丁目９番６	宅地	１８０．２２	５，６２０，０００
６	つつじが丘三丁目９番７	宅地	１７８．５２	４，８００，０００
７	つつじが丘三丁目２１番１１	宅地	１８４．００	５，８１０，０００
８	つつじが丘三丁目２９番５	宅地	１７２．７８	９，６９０，０００
	つつじが丘三丁目２９番８	宅地	１７３．１７	
９	つつじが丘三丁目２９番４	宅地	１７２．３４	９，６６０，０００
	つつじが丘三丁目２９番９	宅地	１７２．８３	
１０	つつじが丘三丁目２８番１１	宅地	１８５．１４	６，０００，０００
１１	つつじが丘三丁目２８番１５	宅地	１８６．９８	６，０６０，０００
１２	堀止南ノ丁１６番５	宅地	３４．５５	３，６３０，０００
１３	松江東四丁目１１６５番７９	宅地	１９３．５０	４，８５０，０００
１４	今福二丁目７番８	宅地	１２６．２３	７，４３０，０００
１５	今福二丁目７番２７	宅地	６６．１５	１４，９００，０００
	今福二丁目７番２８	宅地	１６３．５９	
	今福二丁目６	木造スレート瓦葺	１２３．２０	
１６	関戸四丁目３７７番１９	宅地	１３３．９５	５，８２０，０００
１７	関戸四丁目３７７番５１	宅地	１２９．３３	５，４５０，０００

２ 一般競争入札の参加資格

入札参加資格者は、日本国内に住民登録をしている個人及び日本国内で法人登録している法人とする。ただし、次の事項に該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）及び同法の規定による固定資産税を滞納している者
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市職員
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者並びに同条第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びそのものを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 和歌山市が行う契約からの暴力団排除に関する合意書2に規定する排除措置の対象となる法人等である者

3 一般競争入札参加案内を配布する場所及び期間

- (1) 場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市財政局財政部管財課
和歌山市ホームページ (<http://city.wakayama.wakayama.jp/>)
- (2) 期間 令和6年11月19日（火）から同年12月18日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

4 一般競争入札の参加申込み

- (1) 場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市財政局財政部管財課
- (2) 期間 令和6年11月19日（火）から同年12月18日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (3) 方法 持参、郵便又は信書便（提出期間内に到着したものに限る。）によるものとし、電送によるものは受け付けない。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市財政局財政部管財課
- (2) 期間 令和6年11月19日（火）から同年12月18日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

6 現場説明の日時及び場所

1に示した、その所在する現地で、次のとおり現場説明を行う。

物件番号	日 時	場 所
1	令和7年1月21日（火）午前9時30分	東田中字東国170番1
2	令和7年1月22日（水）午後1時00分	つつじが丘三丁目9番1
3	令和7年1月22日（水）午後1時15分	つつじが丘三丁目9番3
4	令和7年1月22日（水）午後1時30分	つつじが丘三丁目9番5
5	令和7年1月22日（水）午後1時45分	つつじが丘三丁目9番6
6	令和7年1月22日（水）午後2時00分	つつじが丘三丁目9番7
7	令和7年1月22日（水）午後2時15分	つつじが丘三丁目21番11

8	令和7年1月22日（水）午後2時30分	つつじが丘三丁目29番5
9	令和7年1月22日（水）午後2時45分	つつじが丘三丁目29番4
10	令和7年1月22日（水）午後3時00分	つつじが丘三丁目28番11
11	令和7年1月22日（水）午後 3時15分	つつじが丘三丁目28番15
12	令和7年1月21日（火）午前11時15分	堀止南ノ丁16番5
13	令和7年1月21日（火）午前10時35分	松江東四丁目1165番79
14	令和7年1月21日（火）午後 1時15分	今福二丁目7番8
15	令和7年1月21日（火）午後 1時30分	今福二丁目7番27
16	令和7年1月21日（火）午後 1時55分	関戸四丁目377番19
17	令和7年1月21日（火）午後 2時10分	関戸四丁目377番51

7 入札及び開札の日時及び場所

物件番号	日 時	場 所
1	令和7年2月12日（水）午前10時00分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
2	令和7年2月12日（水）午後 1時00分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
3	令和7年2月12日（水）午後 1時15分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
4	令和7年2月12日（水）午後 1時30分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
5	令和7年2月12日（水）午後 1時45分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
6	令和7年2月12日（水）午後 2時00分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
7	令和7年2月12日（水）午後 2時15分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
8	令和7年2月12日（水）午後 2時30分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
9	令和7年2月12日（水）午後 2時45分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
10	令和7年2月12日（水）午後 3時00分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
11	令和7年2月12日（水）午後 3時15分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
12	令和7年2月12日（水）午前10時15分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
13	令和7年2月12日（水）午前10時30分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
14	令和7年2月12日（水）午前10時45分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
15	令和7年2月12日（水）午前11時00分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
16	令和7年2月12日（水）午前11時15分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
17	令和7年2月12日（水）午前11時30分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室

8 入札の方法及び到着期限

郵便による入札とする。

令和7年2月11日（火） 日本郵便株式会社 和歌山中央郵便局必着

9 入札の無効

本公告に示した競争入札の参加資格のない者及び競争入札の参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに一般競争入札参加案内に記載する無効な入札に該当する入札は、

無効とする。

10 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者が希望する買受金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金で令和7年2月4日（火）から同年2月6日（木）までの午前9時から午後3時までに入札場所において納付しなければならない。
- (3) 落札者以外の入札保証金は、入札終了後30日以内に口座振替により還付する。
- (4) 落札者の入札保証金は、契約保証金又は売買代金の納付後還付する。ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しない場合は、入札保証金は本市に帰属する。

11 契約及び契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付した上で、令和7年2月19日（水）までに契約を締結しなければならない。ただし、売買契約締結期限延長に関する申請を行った者で、売買契約締結期限延長決定通知書の交付を受けたものは、決定を受けた期限までに、売買代金の100分の10以上の契約保証金を納付した上で、売買契約を締結しなければならない。

12 売買代金の納付

契約を締結した者は、当該契約に係る売買代金を契約締結の日から20日以内に一括で納付しなければならない。

13 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、最低入札予定価格以上の額で最高の価格をもって有効な入札を行った者とする。
- (2) 最高の価格の入札者が2人以上あるときは、くじによる落札者の決定を行う。
- (3) 開札の結果、最高入札価格が最低入札予定価格に達しないときは、入札はなかったものとする。

14 その他

- (1) 入札に関する事務を担当する部局

和歌山市七番丁23番地

和歌山市財政局財政部管財課財産管理活用班

電話 073-435-1032（直通）

- (2) 物件及び契約に関する事務を担当する部局

物件番号1

和歌山市都市建設局建設総務部用地課

電話 073-435-1086（直通）

物件番号2～11

和歌山市財政局財政部管財課財産管理活用班

電話 073-435-1032（直通）

物件番号12

和歌山市消防局消防総務課消防団班

電話 073-426-0119（直通）

物件番号13

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課区画整理班

電話 073-435-1082（直通）

物件番号14～17

和歌山市都市建設局建築住宅部住宅第1課用地対策班

電話 073-435-1098（直通）

- (3) 契約書作成の要否
必要である。
- (4) 議会の議決
不要である。

(令和6年11月19日揭示済)

公告

和歌山市善明寺の一部の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和6年11月20日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図案及び地籍簿案
- 2 閲覧期間 令和6年11月20日から同年12月10日まで（20日間）
- 3 閲覧場所 和歌山市北コミュニティセンター（和歌山市直川326-7）及び和歌山市役所 地籍調査課（和歌山市七番丁11-1アラスカビル2階）
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧は、和歌山市北コミュニティセンターにおいては令和6年11月20日から同年11月28日までの間（22日、23日を除く）、9時30分から16時までとする。和歌山市役所 地籍調査課においては同年11月29日から同年12月10日までの間（11月30日、12月1日、7日、8日を除く。）、9時から17時までとする。

（令和6年11月20日揭示済）

公告

和歌山市都市公園条例（昭和33年条例第25号）第15条の2の規定に基づき、都市公園の区域を次のとおり変更したので公告する。

令和6年11月25日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 変更日（供用開始日） 令和6年12月7日
- 2 名称及び位置 別表のとおり
- 3 区域 別図のとおり

別 表

名称	位置
つつじが丘総合公園	和歌山市つつじが丘4丁目1番1、1番2、2番、4番、5番

別 図

（変更前）



（変更後）



(令和6年11月25日揭示済)

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和6年11月25日

和歌山市長 尾 花 正 啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市岩橋字安井1279番1、1279番2、1279番3、字南垣内1281番1、1281番5、1282番1、1282番2、1282番3、水路	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田梨絵

(令和6年11月25日揭示済)

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第5項の規定により公告する。

令和6年11月26日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 土地の所在・地番
和歌山市善明寺字東畑589番2
- 2 筆界案を確認することができる場所
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階
電話 073-435-1075
- 3 筆界案を確認することができる者
1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者
- 4 筆界案の作成者
和歌山市
- 5 3に記載した者は、公告の日から起算して20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和6年11月26日揭示済）

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和6年12月2日

和歌山市長 尾 花 正 啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市平井字東前島149番、151番1、152番2	和歌山市黒田一丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東 行男
和歌山市三葛字中ノ浜388番1、389番1、393番1、393番5、395番1、395番2、里道	和歌山市黒田一丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東 行男

(令和6年12月2日揭示済)

公 告

和歌山市本協の一部地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査の結果に基づき地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊を次のとおり一般の閲覧に供する。

令和6年12月2日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図及び地籍簿案
- 2 閲覧期間 令和6年12月2日から同月23日まで（21日間）
- 3 閲覧場所 本協自治会館 受付室（和歌山市本協146番地1）及び和歌山市役所 地籍調査課（和歌山市七番丁11-1アラスカビル2階）
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧は、本協自治会館 受付室においては令和6年12月2日から同月9日までの間（同月8日を除く。）、午前9時30分から午後4時までとする。和歌山市役所 地籍調査課においては同月10日から同月23日までの間（同月14日、同月15日、同月21日、同月22日を除く。）、午前9時から午後5時までとする。
(令和6年12月2日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第43号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和6年11月22日

和歌山市選挙管理委員会

委員長 宮 原 秀 明

- 1 日時 令和6年12月2日（月）午前10時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
 - （1） 選挙人名簿に登録するについて
 - （2） 直接請求に必要な選挙人の数について
 - （3） 選挙人名簿から抹消するについて

（令和6年11月22日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和6年12月2日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

6,002人

- 2 地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

100,031人

- 3 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

50,016人

(令和6年12月2日揭示済)